

消防 —南部分署—

☎ (62) 9034

年頭のごあいさつ

謹んで新春のご祝詞を申し上げます。
町民の皆さまには、清々しい新春を健やかに迎えることとお慶び申し上げます。

また、日頃ごろから阿蘇広域消防本部の消防業務に對しまして多大なるご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、昨年の南部分署管内を振り返りますと、豪雨災害などの発生もなく年間を通じて平穏な一年であったと思われます。しかしながら、年間の救急出場件数は毎年増加傾向にあります。

本年も、「地域住民の皆さまの安全・安心」のために、地域の実情に精通した消防団の皆さま、さらに地域の皆さまのご協力を得ながら、南部分署職員一同が心一つにして、これまで以上に危機感と緊張感を持ち職務に精通する所存であります。今後とも皆さま方のご支援ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

終わりに、新しい年が皆さま方への更なる飛躍の年となり、益々のご健勝とご多幸でありますよう心からお祈り申し上げ、新年のあいさつといたします。

阿蘇広域消防本部 南部分署長 岩下幸夫



いたずら電話は絶対にやめてください！

高森警察署

通報・相談
☎ 62-0110

- 警察相談所 (＃9110)
 - ダイヤル式の電話
☎ 096 (383) 9110
 - ▼ FAX 110番
☎ 096 (382) 2110
 - ▼ メール 110番 (kumamoto-police110@deluxe.ocn.ne.jp)
- ※ 事案名・場所・住所・氏名等を記入・入力して送信。



1月10日は110番！
110番は「緊急通報用」の電話です。

110番通報時の心がけ

- ためらわず、素早く
警察官がいかにか早く現場に行けるかが早期解決の鍵です。
- 事件・事故現場は詳しく
どの地域からかけても全て警察本部に繋がります。市町村名、電話番号、付近の建物、駅・停留所等の目標物(ない場合は、付近設置の電柱にある九州電力の電柱番号)をお教え下さい。

運転中の通話は禁止！



安全確保の上で通報して下さい。
県境付近では、他県の警察本部へ繋がる可能性があります。当県へ転送させていただきますので、電話を切らず、引き続きお話し下さい。

阿蘇山（中岳）噴火！警戒レベル2継続中

現在、深刻な問題となっている「降灰」

情報のアンテナと冷静な判断行動

▼根子岳

▼高岳

▼中岳

現在、阿蘇山は*警戒レベル2（火山周辺規制）の状態（26年8月30日に引き上げ以降、変更なし）です。どんな場合でも正しい情報をもとに、冷静に適切な行動をとりましょう。

26年11月25日から断続的に阿蘇山（中岳第一火口）が噴火。今回、21年ぶりの「マグマ噴火」とみられ、降灰など私たちの生活に大きな影響を与えています。本町は色見・上色見地域を中心に降灰し、金属製品の劣化や視界を妨げるなどの被害が発生。農作物（キャベツ等）にも影響を受けています。
*火口の半径約1km内の立ち入り禁止

国内最大の活火山「阿蘇山」

火山災害には、次のような主要因があるのをご存じですか？

- ① 大きな噴石
 - ② 火砕流
 - ③ 融雪型火山泥流
 - ④ 溶岩流
 - ⑤ 小さな噴石、火山灰
 - ⑥ 火山ガス
- ①～③は、噴火に伴い発生し、避難までの時間的猶予が殆どありません。危険性が高いため、噴火

これまでの噴火状況（一部）

（福岡管区気象台 HP の情報（12/15 まで）を参照）

日付	内容等	噴煙の高さ (火口縁上)	火炎 現象
11/25 (月)	10時頃、中岳火口で噴火。	正午、約500m(灰白色)。東へ流れる。	○ 16時頃
11/26 (火)	断続的噴火。5時頃の噴火でわずかな噴石が火口縁上約100mまで上昇。	8時半頃、約1,000m(灰白色)東・東南へ流れる。	○
11/27 (水)	断続的噴火。熊本市でも降灰。火口周辺でこぶし大のスコリア(マグマ由来の多孔質の黒い噴出物)飛散。	最高1,500m。北西へ流れる。	○
12/9 (火)	断続的噴火。火口縁を超える赤熱した噴石を夜間に確認。	600m以下	
12/10 (水)	断続的噴火。火口の南西側1.2km付近まで噴石を確認(最大約20cm)		

警報や避難計画を活用した事前の避難が必要になります。

本町は、阿蘇山噴火による⑤火山灰が深刻です。最初の降灰から既に1カ月が経過し、マスクの着用やこまめな灰の除去など各自で対処をされていることでしょうか。今後とも予想される降灰ですが、

気象により思わぬ災害が起こることもあります。噴出された火山灰が堆積している場所では、降雨により土石流や泥流が発生しやすいのです。噴火後、雨が予想される場合は河川や谷口等に近づかないようにしましょう。

適切な行動をとるためには、正しい情報を知ることが大切です。各関係省庁や団体、自治体の発信する情報を日頃から取得するように努め、いざという時に対応できるようにしましょう。

（気象庁）降灰予報を運用

降灰状況から11月28日より降灰予報発表暫定基準（噴煙の高さ…火口縁上1,000m）のもと運用されています。気象庁ホームページ（<http://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kouhai/kouhai.html>）をご覧ください。